

保護者の皆様へ

令和8年6月10日

社会福祉法人一峰会
理事長 小板橋 浅夫

令和7年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について

平素より、一峰こども園の運営に関し、ご理解・ご協力を賜り感謝申し上げます。
令和7年度、本園が代理受領した施設型給付費等の額をお知らせします。

施設型給付費等の法定代理受領とは・・・？

例えば、

- ❖ 0歳児クラス・標準認定 → 別紙の公定価格の額が 237,150円
- ❖ 利用者負担額（保育料）を 月9,100円 支払っている場合

園を運営するために必要な経費（1人分／月）			
国が定めている経費の基準額 = 公定価格の額 237,150円		国の基準を超える部分	
国・県・市で負担している 施設型給付費 228,050円		保護者が国に 払っている 利用者負担額 （保育料） 9,100円	
		市の負担	国の負担

本来この部分は保護者に給付されますが、確実に保育・教育の費用に充てるために
国・県・市から園へ直接支払われています！

この仕組みを・・・

↓
法定代理受領 といいます

今回の通知は、この **法定代理受領** された金額が **どのくらいだったか確認** するためのものです！

なお、

これにより、追加の給付や利用者負担額(保育料)のお支払いが発生するものではありません。

具体的な額をお知りになりたい場合はお手数ですが個別にお問い合わせください。

お問い合わせ先
一峰こども園
園長 土屋 勇
0274-63-6220

一峰こども園 様

富岡市長 茂原 正寿



令和7年度の公定価格の額について

貴施設における令和7年度の公定価格の額は、下表に記載のとおりです。これをもとに、各教育・保育給付認定保護者の方々に、施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知をお願いします。

※子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」（平成26年内閣府令第39号）第14条第1項（第50条において準用する場合を含む。）により、特定教育・保育施設等は、法定代理受領した施設型給付費等の額について、教育・保育給付認定保護者に通知しなければならないこととなっています。

（単位：円）

認定区分		令和7年度 各月における園児1人当たり公定価格の額											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
教育認定子ども (1号)	年齢区分												
	4歳以上児	219,578	219,578	219,578	216,598	211,918	216,598	211,918	211,918	216,598	220,758	216,598	216,598
	3歳児	240,088	240,088	240,088	237,108	232,428	237,108	232,428	232,428	237,108	241,268	237,108	237,108
	満3歳児	240,088	301,288	301,288	298,308	293,628	298,308	293,628	293,628	298,308	302,468	298,308	298,308
保育認定子ども (2・3号)	年齢区分												
	4歳以上児	64,220	64,130	64,100	64,100	64,130	64,130	64,180	64,220	63,920	64,220	63,730	70,590
	3歳児	58,760	58,670	58,640	58,640	58,670	58,670	58,720	58,760	58,460	58,760	58,270	65,130
	満3歳児	83,870	83,780	83,750	83,750	83,780	83,780	83,830	83,870	83,570	83,870	83,380	90,240
保育認定子ども (2・3号)	年齢区分												
	2歳児	138,390	138,300	138,270	138,270	138,300	138,300	138,350	138,390	138,090	138,390	137,900	144,760
	1歳児	132,750	132,660	132,630	132,630	132,660	132,660	132,710	132,750	132,450	132,750	132,260	139,120
	0歳児	158,040	157,950	157,920	157,920	157,950	157,950	158,000	158,040	157,740	158,040	157,550	164,410
保育認定子ども (2・3号)	年齢区分												
	1歳児	152,400	152,310	152,280	152,280	152,310	152,310	152,360	152,400	152,100	152,400	151,910	158,770
	0歳児	237,150	237,060	237,030	237,030	237,060	237,060	237,110	237,150	236,850	237,150	236,660	243,520
	0歳児	231,510	231,420	231,390	231,390	231,420	231,420	231,470	231,510	231,210	231,510	231,020	237,880

※1 各年齢区分において、子どもが在籍していない月についても1人当たり公定価格の額を記載しています。
月を通して在籍する子どもに係る額を記載しています。月途中で入退所した場合には、当該額を日割計算した額となります。
施設が代理受領した施設型給付費等の額は、この額から各教育・保育支給認定保護者が負担した利用者負担額（保育料）を差し引いた額となります。